

第4次東海市総合福祉計画作成委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法109条の規定に基づく活動計画として策定される地域福祉活動計画並びに関連する行政計画を包含する計画として、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）を計画期間とする第4次東海市総合福祉計画の策定を進めている。

第4次東海市総合福祉計画では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応できるよう包括的な支援体制づくりを推進していく必要があり、包括的な支援体制の構築や各福祉分野が共通して取り組むべき事項など踏まえて、「親しみやすさ」「見やすさ」「わかりやすさ」を確保しつつ、SDGsにも対応し、制度改正等に柔軟に対応できる計画書として策定を行うものである。

本実施要領は、第4次東海市総合福祉計画を、SDGsを意識した計画書、親しみやすい・見やすい・わかりやすい計画書及び制度改正等へ柔軟に対応できる計画書として策定するに当たり、第4次東海市総合福祉計画作成委託の受託候補者を、公募型プロポーザル方式で選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 名称

第4次東海市総合福祉計画作成委託

(2) 内容

別紙1「第4次東海市総合福祉計画作成委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 期間

契約締結日の翌日から令和6年（2024年）3月31日まで

3 提案上限額

提案上限額は次のとおりとし、企画提案書等で提出された見積金額を基に契約を

締結する。

金4,924,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 見積もった金額が提案上限額を超える場合は、その事業者の提案は無効とする。

4 参加資格

本委託業務を履行する能力を有し、かつ参加意思表明日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている法人その他の団体（個人での応募は不可）であること。

- (1) 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 スケジュール

項目	日時
公告	令和5年（2023年）4月14日
質問書受付期間	令和5年（2023年）4月14日から 令和5年（2023年）4月24日午後5時まで
質問書回答期限	令和5年（2023年）4月26日午後5時まで
参加意思確認書提出期限	令和5年（2023年）4月28日午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年（2023年）5月10日午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年（2023年）5月17日
審査結果通知	令和5年（2023年）5月22日まで

仕様書打合せ	令和5年（2023年）5月下旬
契約手続	令和5年（2023年）6月上旬

※ 本スケジュールは都合により変更となる場合がある。

6 参加意思確認書の提出

(1) 書類

【様式1】参加意思確認書

(2) 方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 期限

令和5年（2023年）4月28日午後5時まで

(4) その他

期限までに提出されなかった場合は、参加意思がないものとみなす。

【様式1】参加意思確認書の提出以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意様式）を社会福祉課福祉企画調整室へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送で提出すること。

なお、既に提出された書類は返却しない。

7 質問受付及び回答

質問がある場合は、【様式2】質問書を提出すること。【様式2】質問書以外での問合せについては、一切受付けない。

(1) 【様式2】質問書の提出

ア 期間

令和5年（2023年）4月14日から

令和5年（2023年）4月24日午後5時まで

イ 場所・方法

社会福祉課福祉企画調整室へ持参、又は電子メールで提出すること。

なお、件名は「プロポーザル質問書（事業者名）」とすること。

電子メールアドレス fukushi@city.tokai.lg.jp

(2) 【様式2】質問書の回答

質問及び回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、【様式1】参加意思確認書を提出したすべての事業者に対して、質問書の受付を行った日から3日以内に、電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出

【様式1】参加意思確認書を提出し、本プロポーザルへの参加の意思を表明した事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

(1) 提出書類

ア 【様式3】企画提案書等届出書

イ 企画提案書（様式任意）

別紙2「第4次東海市総合福祉計画作成委託企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

ウ 【様式4】見積書

単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに詳細に記載した資料（様式任意）を見積書に添付すること。また、独自提案についても見積金額に含めることとし、当該独自提案に係る費用の内訳が分かるように見積書を作成すること。

なお、デジタルブックに掲載するためのPDF等の作成については、作成に係る費用（カスタマイズが必要な場合の初期導入費用を含む。）は見積金額に含めることとするが、カスタマイズをしたことによる利用料が必要な場合及び仕様書の作成方法以外を提案することから別途維持管理に費用が必要な場合は、

【様式4】見積書と別に、維持管理に係る費用を記載した資料（様式任意）を提出すること。

(2) 提出方法等

ア 方法

持参又は郵送に限る。

なお、期限までに必着のこと。

イ 部数

提出書類は、紙バインダー等に二つ穴で綴じ、インデックスを付け提出する

こと。また、紙バインダー等の表紙には「第4次東海市総合福祉計画作成委託企画提案書等」及び「事業者名」を表示すること。

ア 正本 1部（代表者印押印のもの）

イ 副本 4部（正本の写し）

ウ CD-R 1枚（提出書類をPDF形式で保存したもの）

(3) 期限

令和5年（2023年）5月10日午後5時まで

9 プレゼンテーション

(1) 実施日（予定）

令和5年（2023年）5月17日午前9時から随時実施

詳細な時間等については、参加意思確認書の提出を踏まえ、令和5年（2023年）5月10日までに、電話又はメールで別途通知する。

(2) 場所

東海市役所 201会議室（2階）

(3) 1者当たりの所要時間

ア プレゼンテーション：20分（準備時間を含む）

イ 企画提案に対する質疑等：10分

(4) 説明

プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施すること。資料の追加や差し替えは認めない。

なお、説明者は、管理責任者又は主担当者とする。

(5) 参加人数

5名以内とする。

(6) その他

ア 電子機器の使用について

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に本市に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

イ WEBによるプレゼンテーションについて

WEBによるプレゼンテーションも認める。WEBによるプレゼンテーションを希望する場合は、令和5年（2023年）5月10日午後5時までに本市に連絡すること。

ただし、WEBによるプレゼンテーションの使用ソフト等については、市と提案者の協議により決定するものとする。

10 審査

(1) 受託候補者の選定方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、審査委員会を設置し、次に定める評価項目等に基づき審査するもの。

なお、審査委員会は非公開とする。

ア 提案書等及びプレゼンテーションによる評価を行う。審査の結果、最高得点を得た者を受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。

イ 獲得した点数が最も高い者が2以上あるときは、主観的評価項目の点数が高い提案者を上位とする。これが同点の場合は、企画提案書（様式任意）における「[本書]デザイン（案）」の提案の点数が高い提案者を上位とする。

ウ 審査員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各審査員の点数を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、優先交渉者（評価順位が最高位の者）又は次点者として選定しない。

エ 提案者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーションを行い、各審査員の点数を合算した値（合計点）が最低基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別紙3「第4次東海市総合福祉計画作成委託プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 結果通知

審査結果については、令和5年（2023年）5月22日までに、企画提案書等を提出した事業者に対して審査結果通知を発送する。

なお、評価内容の詳細や、評価、採点に関する疑義は受付けない。

11 契約手続き

- (1) 優先交渉者（評価順位が最高位の者）として選定された事業者と市で本委託業務内容等の協議を行い、本委託業務に係る仕様を確定した上で仕様書を作成し、この仕様書に基づき改めて見積書を徴収し、契約を締結する。
なお、原則として、提案書等に記載した内容やプレゼンテーション審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本委託業務の仕様として位置付けるものとする。
- (2) 本委託業務の目的を達成するため、優先交渉者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 契約の手続は、東海市契約規則の規定に基づき行う。
- (4) 優先交渉者と市との協議が整わない場合、優先交渉者が契約締結までの間に失格事項が判明した場合又は優先交渉者が辞退した場合は、次点者が優先交渉者となり協議を行う。

1.2 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 【様式1】参加意思確認書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (5) 提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

1.3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する経費は、事業者の負担とする。また、やむを得ない事情でプロポーザルが中止となった場合も同様とする。
- (2) プロポーザル参加者による相連合又は不穩の挙動その他のプロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合があったときは、当該プロポーザルを延期し、又はこれを廃止することがある。その場合

は、周知することとする。

- (3) 本市から受領した資料等は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。
ただし、東海市情報公開条例（平成12年条例第61号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。
- (5) 提出された書類等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者が負う。
- (6) 提出された書類等は、本プロポーザル業務で必要な範囲において複製できるとするが、本プロポーザル業務以外の目的では使用しない。

1.4 提出書類に係る注意事項

- (1) 書類は日本産業規格によるA4サイズの規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方とすること。
- (2) 言語は日本語、通貨は日本円とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
(図表等はこの限りではない。)
- (3) 専門知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- (4) 提案の実現性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出期限以降の書類の再提出等は認めない。また、提出書類は返却しない。

1.5 問合せ先

東海市 市民福祉部 社会福祉課 福祉企画調整室

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

Tel 052-603-2211、0562-33-1111 内線139

Fax 052-603-4000

E-mail fukushi@city.tokai.lg.jp